

速やかな生活保護費減額分の支給及び利用者への謝罪を求める意見書

2025年6月27日、2013年から数次にわたり実施された生活保護費減額は違法であるとの原告勝訴の最高裁判所判決が確定しました。これは2012年の総選挙に於いて、同年12月に政権復帰した自民党の選挙公約であった生活保護費10%引下げに沿うべく、厚生労働省が専門家に諮問して設置していた社会保障審議会・生活保護基準部会の関与のないなかでデフレ調整を独自に行ったものです。

厚生労働省の生活保護扶助費支給額の引下げに際し行った「デフレ調整」を、「物価変動率のみを直接の指標として基準の改定率を定めることが専門的知見などと整合する」と言うために必要な説明を、国がしたとは言えない。デフレ調整における厚生労働大臣の判断の過程及び手続きには過誤・欠落があったと言うべきだ」と断じ、生活保護利用者へ被害の救済を政府、厚生労働省へ命じました。

しかし、厚生労働省は判決後に自身が任命した専門家による委員会を設置し、全利用者に対して改めて2.49%を減額する基準の再改定を行い、原告に限り特別給付金を支給すると発表しました。

新たな保護基準は、最高裁判決が違法とした、物価下落率を基に引き下げた「デフレ調整」で使った統計データを用いました。同裁判弁護団や、国の専門委員会で委員は「紛争の蒸し返し」になり、利用者にさらに負担を強いるとして基準の再改定を批判しています。全利用者に対して引下げ前との差額の全額補償を求めた原告の願いに背き、司法を軽視するものです。未だ正式な謝罪もない中で、生活保護利用者の大半が高齢者と傷病者であり、裁判が提起されて以降10年の長期訴訟となり、原告の2割を超える232人が最高裁判決日直前までに亡くなり、判決後も複数人の原告が亡くなっています。物価高騰の最中に窮乏状態におかれている利用者への返還、補償は極めて緊急を要するものです。

よって、国におかれては、生活保護利用者の被害回復のため、早急に謝罪を行い、生活保護費の減額分を遡及して回復措置すること。同様の違法行為が二度と繰り返されることがないよう、生活保護行政の誤りについて検証し再発防止に努めること。憲法25条に基づき、国民の生存権を守る「最後の砦」として生活保護制度を機能させるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月17日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
厚生労働大臣、内閣官房長官